

2026年度歯科医師臨床研修プログラム

会津中央病院

I プログラムの名称

会津中央病院歯科医師臨床研修プログラム（単独研修方式）

II プログラムの目的と特徴

会津中央病院における歯科医師臨床研修プログラムは、臨床の場で必要な歯科に関わる基本的医学知識と技術の習得のみならず、歯科医師として望ましい態度と習慣を身につける事を到達目標としたプログラムである。また、歯科の全領域の基本を学ぶとともに、他科の診療部門や他職種との協力体制を会得し、歯科診療を通じ歯科医師として歯科に関わる問題について社会に貢献するための資質を養うことを目指すものである。

III プログラム責任者と研修施設概要

①プログラム責任者

歯科・口腔外科部長 宮島 久

②研修施設

1.施設名 会津中央病院

2.開設者 一般財団法人温知会 理事長 南 嘉輝

3.管理者 病院長 前田 佳一郎

4.所在地 〒 965-8611

福島県会津若松市鶴賀町1番1号
0242-25-1515

- 5.施設の概要 会津中央病院
救命救急センター
健診センター
脳卒中センター
消化器病センター
内視鏡センター
循環器病センター
外傷再建センター
ホームケアサービス（訪問介護事業）
会津中央訪問看護ステーション
会津中央訪問看護指定居宅介護支援事業所
介護老人保健施設 悠悠
猪苗代町立猪苗代病院（指定管理者）
介護老人保健施設多生苑猪苗代
介護付有料老人ホーム多生苑西栄町
メディカルフィットネスアンチエイジングバンク
介護療養型老人保健施設天生
つるが松窪病院
ライフサポート寧寧
ライフケア鶴賀
介護付有料老人ホームレジデンス桜子
- 6.診療科目 内科、呼吸器科、呼吸器外科、消化器科、循環器科、小児科、小児外科、外科、眼科、整形外科、形成外科、脳神経外科、産婦人科、心臓血管外科、耳鼻咽喉科、麻酔科、皮膚科、放射線科、泌尿器科、リハビリテーション科、精神科、神経科、歯科、歯科口腔外科、美容外科、内視鏡内科、救急科、病理診断科、消化器外科、神経内科
（以上30科目）
- 7.病床数 713床
中央集中治療室 10床
救命救急入院 20床（ICU10床、HCU10床、
広範囲熱傷特定集中治療室）
脳神経疾患NCU 10床
脳卒中ケアユニット 12床

脳卒中センター、消化器病センター、循環器病センター、
外傷再建センター、人工透析室

医師数：常勤 77 名

歯科医師数：常勤 8 名

ユニット・チェアー数：12 台

8.施設の特徴 当院は昭和 52 年 4 月に開設し、急性期病院として、救命救急センターの開設、地域災害医療センター・東北ブロックエイズ拠点病院・臓器提供施設のそれぞれの指定を受けており、また、脳卒中センター・循環器病センター・健診センターなどの機能の整備をして地域のニーズに応じて参りました。

より質の高い効率的な医療体制を確保するため高度情報化を推し進め、電子カルテ・オーダーリングシステムの導入や放射線機器類の更新および画像配信化、ドクターカーの更新、最新治療装置、研究設備の整備に取り組んでおります。また、関連法人では、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等の医療・福祉関連施設を有しており、慢性期医療も充実し、幅広く地域の高度医療・医療福祉の向上に貢献しております。

これからも会津地区の基幹病院として高度の専門医療を目指し、機能の充実を図りつつ、地域社会のニーズに応えられるような新時代の医療をめざして努力していきます。

9.指定施設（厚生労働省）

救命救急センター

東北ブロックエイズ拠点病院

地域災害医療センター

臓器提供施設

歯科医師臨床研修病院（単独研修方式）

医師臨床研修病院（基幹型）

IV プログラムの管理運営体制（歯科医師臨床研修委員会の設置）

①名 称

会津中央病院 歯科医師臨床研修委員会

②目 的

歯科医師の卒後の臨床研修に関する重要項目を審議決定する機関として歯科医師臨床研修委員会を置く。歯科医師臨床研修委員会は、本院の病院長を委員長とし、歯科指導医の他、関連する他科の診療部長により構成し、円滑且つ効果のある臨床研修を行うため、毎年数回、研修委員会を開催し、研修評価を行い、それに基づいて研修プログラムを協議、計画を立て、必要な修正を行う。更に歯科医師臨床研修委員会では臨床研修の指導、監督及び到達目標への到達度、定員、期間割等についても具体的に検討する。

③指導体制

指導医の下、基本的な知識、手技並びに全身的な治療管理を習得させる。麻酔科及び他科での研修もできるように柔軟性を持たせる。また医療事故への対応について、診療に関わる医療事故の主たる責任は主治医が負うが、研修医は受け持ち医として、重大事故発生の場合は、直ちに指導医に連絡し、その指示を仰ぐ義務がある。病院長への報告は主治医を通じてなされる。

④教育に関する行事

オリエンテーション：研修開始時に行う。

教育講話：医の倫理、医療事故、医事関連法規、健康保険制度に関連して適宜行われる。その他、随時教育講話を実施し、診療実務に支障ない限り学会等への参加を促す。

V 研修内容及び研修期間

ここに掲げる研修期間と目標は一応の目安であり、研修の進行状態、達成度などを適宜勘案して研修の実施に当たっては柔軟な対応を行う。研修終了後、原則として後期研修（1年間）に移行する。

① 研修期間 2026年4月から2027年3月まで

② 期間割と研修歯科医配置予定

期間割：別紙年間スケジュールに従い歯科及び歯科口腔外科領域の臨床の場で指導医の下、必要な基本的医学知識と技術の習得をする。麻酔科等での研修も可能である。

研修歯科医配置予定：会津中央病院 医療部 歯科・口腔外科

VI 3部門における研修内容

1) 口腔外科部門

硬・軟組織疾患・唇・顎口蓋裂、顎関節症の診断、治療 等

2) 歯科部門

保存、補綴、歯周病、矯正、予防歯科 等

3) 口腔機能管理部門

小児歯科、障害者歯科、摂食嚥下機能障害の対応、口腔乾燥症、口腔機能低下症の診断と対応、地域医療（往診や口腔ケア）等

VII 到達目標と研修方法

A、歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

到達目標	
1	<u>社会的使命と公衆衛生への寄与</u> 社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。
2	<u>利他的な態度</u> 患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。
3	<u>人間性の尊重</u> 患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。
4	<u>自らを高める姿勢</u> 自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

		到達目標	
1	医学・医療における倫理性 診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。		
	①	人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。	
	②	患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。	
	③	倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。	
	④	利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。	
	⑤	診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。	
2	歯科医療の質と安全の管理 患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。		
	①	医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。	1例
	②	日常業務の一環として報告・連絡・相談を実践する。	1例
	③	医療事故等の予防と事後の対応を行う。	1例
	②	歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。	1例
	⑤	医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む）を理解し、自らの健康管理に努める。	1例
3	医学知識と問題対応能力 最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。		
	①	頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。	1例
	②	患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。	1例
	②	保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。	1例
	④	高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。	1例
4	診療技術と患者ケア 臨床技術を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。		
	①	患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、	1例

	効果的かつ安全に収集する。	
②	診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。	1例
③	患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。	1例
④	診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。	1例
5	<u>コミュニケーション能力</u> 患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。	
①	適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。	
②	患者や家族にとって必要な情報を整理し、わかりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。	
③	患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。	

「B. 資質・能力」のうち、「1. 医学・医療における倫理性」「2. 歯科医療の質と安全の管理」「3. 医学知識と問題対応能力」「4. 診療技能と患者ケア」「5. コミュニケーション能力」に相当する具体的な到達目標を以下（C. 基本的診療能力 1 基本的臨床能力等）に示す。

C. 基本的診療能力

到達目標		
1	基本的診療能力等	
(1)	基本的診察・検査・診断・診療計画	
①	患者の心理的・社会的背景を考慮した上で適切に医療面接を実施する。	1例
②	全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。	1例
②	診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。	1例
④	病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。	1例
⑤	診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。	1例

	⑥	必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。	1例
(2)	基本的臨床技能等		
	①	歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	1例
	②	一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。	
	a	歯の硬組織疾患	5例
	b	歯髄疾患	5例
	c	歯周病	5例
	d	口腔外科疾患	5例
	e	歯質と歯の欠損	5例
	f	口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	5例
	③	基本的な応急処置を実践する。	5例
	④	歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	5例
	⑤	診療に関する記録や文書（診療録、処方箋、歯科技工指示書等）を作成する。	3例
	⑥	医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	3例
(3)	患者管理		
	①	歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	1例
	②	患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	1例
	③	全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	1例
	④	歯科診療時の主な併発症への基本的な対応法を実践する。	1例
○	⑤	入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。	1例
(4)	患者の状態に応じた歯科医療の提供		
	①	妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	1例
	②	各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	1例

○	③	在宅療養患者に対する訪問歯科診療を経験する。	1例
○	④	障害を有する患者への対応を実践する。	1例

○ = 歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ報告書（令和 2 年 1 月）において「C. 基本的診療能力 1. 基本的な診療能力等」から 1 項目以上選択すること、とされている選択項目。

B. 資質・能力

		到達目標
6	チーム医療の実践	医療従事者をはじめ、患者や家族に関わるすべての人々の役割を理解し、連携を図る。
	①	歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
	②	多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
	③	医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。
7	社会における歯科医療の実践	医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。
	①	健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
	②	地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
	③	予防医療・保健・健康増進に努める。
	④	地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
	⑤	災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。
8	科学的探究	医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。
	①	医療上の疑問点に対する能力を身につける。
	②	科学的研究方法を理解し、活用する。
	③	臨床研究や治験の意義を理解する。
9	生涯にわたって共に学ぶ姿勢	医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。
	①	急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
	②	同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。

③	国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む）を把握する。
---	-------------------------------------

「B. 資質・能力」「6. チーム医療の実践」「7. 社会における歯科医療の実践」「8. 科学的探究」「9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢」に相当する具体的な到達目標を以下（C. 基本的診療能力 2 歯科医療に関連する連携と制度の理解等）に示す。

C. 基本的診療能力

到達目標	
2	歯科医療に関連する連携と制度の理解等
(1)	歯科専門職間の連携
①	歯科技工士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
②	歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
③	多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。
(2)	多職種連携、地域医療
①	地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
②	地域包括システムにおける歯科医療の役割を説明する。
○ ③	在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。
○ ④	訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護施設関係職種の役割を理解し、連携する。
○ ⑥	がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。
○ ⑦	歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。
○ ⑧	入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。
(3)	地域保健
①	地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。

	②	保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
○	③	保健所等における地域歯科保健活動を経験する。
○	④	歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。
(4)		歯科医療提供に関連する制度の理解
	①	医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
	②	医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
	③	介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

- = 歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ報告書（令和 2 年 1 月）において「C. 基本的診療能力 2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等」から 2 項目以上、ただし、必ず「(2) 多職種連携、地域医療」の項目を含むこと、とされている選択項目。
 選択項目「C.2(2)⑤離島やへき地における地域医療を経験する」は実施しない。

【研修方法】

指導医による指導のもと、診療または診療補助をおこない、指導医の形成的評価を行うことによって目標に到達することを目指す。

1) 修了判定

A、B、C それぞれの目標を各部門の指導医がレポートなどを使用し評価を行い、各目標の可否を指導医が判定する。また目標症例数を設定したものに関しては目標とした症例数を経験または実際に診療をおこない、診療後にレポートを作成し、指導医がレポート内容を確認しフィードバックをおこないながら判定し、目標症例数に到達するようにする。また、各部門の研修終了時に、部門に配置された衛生士リーダーが研修歯科医評価シート 2 により身だしなみや振る舞いを評価する。結果を確認し到達目標に反映させる。

※ 修了判定において研修修了に至らなかった場合の対処

研修管理委員会において目標未到達と判断される内容を検討し、

未達部分がなくなるまで追加研修を行うこととする。この場合、当該研修歯科医の修了判定は追加研修の進捗状況に合わせて適宜行うこととし、研修修了が認められた時点で研修修了証を交付する。

VIII プログラム修了の認定

臨床研修期間を終了した場合には、プログラムの評価項目について指導医等の評価結果に基づき、当初の到達目標に至ったか否かを歯科医師臨床研修委員会で討議する。歯科医師臨床研修委員会の結果を踏まえ、病院長が臨床研修の修了を認定し修了証を授与する。

IX プログラム終了後のコース

歯科研修プログラムを終了した研修医は、引き続き当院の後期研修に移行する。詳細は、指導責任者及び歯科医師臨床研修委員会と協議のうえ決定する。

X 研修歯科医の処遇

身 分：歯科研修医（常勤）
給 与：月額300,000円
勤務時間：午前8時30分から午後5時30分まで
（うち1時間休憩：実研修時間8時間／1日）
時間外勤務有、当直無
休 日：日曜日、法律で定められた祝日
毎月第一、第三、第四、第五土曜日
年末年始休暇、特別休暇（慶弔）
有給休暇：有（10日）
宿 舎：宿舎有（病院所有の住宅については無料、借り上げ住宅については家賃の内50,000円を上限として補助する）
病院内の室は有り
保 険：社会保険・労災保険・厚生年金・病院厚生年金基金・雇用保険適用
歯科医師賠償責任保険 病院で加入（施設賠償）
個人加入については任意

健康管理：健康診断（年1回）

駐 車 場：職員専用駐車場あり（病院敷地内）

そ の 他：学会等の参加可・費用支給有

身体的・社会的・経済的理由などにより、研修継続が困難な状態に陥った場合は、歯科医師臨床研修委員会及び指導責任者は、研修医個人の処遇を勘案し、適切な対応を行う。

X I 研修歯科医の募集及び採用方法

募集定員：3名

応募資格：歯科医師免許取得見込者

出願締切：2025年9月30日

出願書類：履歴書（市販の用紙を用い写真貼付）

卒業見込証明書

成績証明書

健康診断書

選考方法：面接及び書類審査後、採用順位を決定し、マッチング結果に基づいて採用を決定する。

X II 応募連絡先・資料請求先

〒965-8611 福島県会津若松市鶴賀町1番1号

会津中央病院 総務課 佐藤智和

TEL 0242-25-1515

FAX 0242-24-1529